

○大府市循環バス無料券交付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市循環バス無料券（以下「ふれあいパス70」という。）を交付することにより高齢者の社会参加を促し、福祉の向上に寄与することを目的として実施する大府市循環バス無料券交付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 ふれあいパス70の交付の対象となる者は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、70歳以上のものとする。

(申請)

第3条 ふれあいパス70の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大府市循環バス無料券（ふれあいパス70）交付申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(無料券の交付)

第4条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、ふれあいパス70の交付を決定し、申請者に交付するものとする。

(利用方法)

第5条 前条の規定により、ふれあいパス70の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、大府市循環バスに乗車の際、ふれあいパス70をバスの運転手に提示することにより、大府市循環バス運行に関する要綱第7条に規定する運賃を免除する。

(譲渡等の禁止)

第6条 受給者は、ふれあいパス70を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ふれあいパス70の交付決定を取り消し、又は既に交付したふれあいパス70を返還させることができる。

- (1) 第2条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により、ふれあいパス70の交付を受けたと認められるとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。